最終更新日：2015年12月24日
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役社長　瀧本　司
問合せ先：常務取締役管理本部長　河野　陽子
証券コード：4718
http://www.waseda-ac.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織を構築して企業価値を向上させることを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
この考えに基づき、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメントの強化、コンプライアンスが機能する企業倫理の確立、正確かつ迅速なディスクロージャーに努め、企業統治が有効に機能する体制作りを図り、ステークホルダーに対する経営責任と、教育産業としての社会貢献を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】
現状、当社における外国人株主比率は1%にも満たず、また機関投資家比率も相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後につきましては、外国人株主比率の推移等を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
前記記載のとおり、現状、当社における外国人株主比率は1%にも満たないため、英語での情報開示・提供は業務効率や費用等も勘案し、実施しておりません。今後につきましては、外国人株主比率の推移等を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則4－2－1　中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度】
現在当社は、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬を導入しておりませんが、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能する新たな報酬制度につきましては、検討中であります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は現在1名の独立社外取締役を選任しておりますが、他の上場企業との兼務はなく、企業経営についての豊富な経験・見識と社外者としての客観的な視点から、実効性の高い監督をしていただいております。また、社外監査役3名を含む監査役との情報交換及び連携により、経営の監視・監督は十分機能しているものと考えております。なお、独立社外取締役の増員につきましては、必要に応じて検討しております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
取締役会の実効性については、適宜、社外取締役及び監査役から意見を聴取するなどして改善に取り組んでまいりましたが、定期的な分析・評価につきましては、今後取り組むべき課題と考えており、具体的な分析・評価の方法及び結果の概要の開示方法について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
＜政策保有に関する方針＞
資本提携・業務提携、取引先との関係維持・強化等、及び当社の企業価値向上や中長期的な経営に資すると認められる場合に、上場株式を保有することがあります。また、主要な政策保有株式に関する中長期的な経済合理性及び将来見通しについては、株価動向、評価損益、配当状況等を含め、総合的に検証いたします。

＜政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準＞
各議案の内容を確認し、投資先企業の企業価値向上や株主共同の利益に資するかという観点から慎重に検討した上で、議決権を行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社役員及び役員の特別利害関係者との取引は極力行わないことを基本としておりますが、取引の必要性が生じた場合には、取締役会規程に基づき取締役会の承認を得ることとしております。また、主要株主との取引につきましては、一般顧客との取引条件及び市場価格等を勘案し、公正・妥当な条件で、職務権限規程等の社内規程で定める決裁手続きを経て、取引を開始することとしております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念・経営計画につきましては、当社ホームページに記載しております。
・経営理念はこちら http://www.waseda-ac.co.jp/ir/about/policy.html をご覧ください。
・経営計画はこちら http://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/business-plan.html をご覧ください。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本コーポレート・ガバナンスに関する報告書「Ⅰ 1．基本的な考え方」に記載しております。

（3）経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
年度予算の達成度を中心に、業務執行状況を勘案して、取締役に対する総合的な評価を行い、報酬を決定することとしております。報酬決定の手続きといたしましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社内取締役の合議により原案を作成し、社外取締役の意見も聴取し、取締役会の決議により決定しております。
なお、上記（補充原則4－2－1）に記載のとおり、社内取締役に対するインセンティブとして機能する報酬については、検討中であります。

（4）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
社内取締役については、当社の経営を適切に遂行するために必要な知識と経験、業務実績を有し、リーダーシップ・人格面からも責務を全うするに相応しい人物を選任・指名することとしております。社外取締役については、独立した立場で、中立かつ客観的な見地から経営を監督し、有用な助言や提言ができる社外者から、取締役会全体の知識・経験等のバランスも考慮した上で人選することとしております。取締役候補者の指名につきましては、社内取締役の協議を踏まえて社長が原案を作成し、社外取締役の意見を聴取した上で、取締役会において決定しております。
監査役につきましては、当社監査役としての責務を全うするために必要な知識・経験を有する人物、監査に必要な財務・会計に関する知見を有する人物から選任することとしており、監査役候補者の指名につきましては、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとしております。

（5）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役及び監査役につきましては、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」に個人別の経歴を記載いたしております。加えて、社外役員につきましては、「株主総会招集ご通知」「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で個々の選任理由を記載しております。
「株主総会招集ご通知」に関してはこちらからご覧ください。http://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/notification.html
「有価証券報告書」に関してはこちらからご覧ください。http://www.waseda-ac.co.jp/ir/date/report.html

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
取締役会が判断・決定する事項は、法令・定款で定められている事項の他、経営上の重要事項としており、その範囲は取締役会規程及び職務権限規程で定めております。経営陣に委任する範囲については、職務権限規程により決裁権限を明確にしております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
本項目につきましては、上記「コーポレート・ガバナンスコードの各原則を実施しない理由」に記載をしております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社における独立性の判断基準は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準に準じております。

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる規模とすることにしており、現在は6名で構成しております。取締役の選任にあたっては、当社の経営を適切に遂行するために必要な知識・経験を備えた社内出身者と、企業経営の経験や、専門知識を有し、独立した立場で、中立かつ客観的な見地から当社経営に有用な助言・提言のできる社外取締役とで構成することとしており、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスにも配慮し、選任することとしております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】
取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況につきましては、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において毎年開示しております。なお、現状の兼任状況につきましては、適切な状態であると判断しております。

【補充原則4－11－3　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
本項目につきましては、上記「コーポレート・ガバナンスコードの各原則を実施しない理由」に記載をしております。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
社外取締役・常勤監査役には、業界動向や会社理解の促進を図るため、随時、全管理職を集めて行う実務研修や会議等に出席いただいております。また、取締役・監査役の職務執行に必要な知識の習得については、必要に応じ、外部セミナー等への参加を推奨しており、その費用については会社が負担することとしております。

【原則5－1、補充原則5－1－2　株主との建設的な対話に関する方針】
（1）株主との対話全般について統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
常務取締役管理本部長をIR担当役員に指定しております。

（2）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
総務部総務課が主管部署となり、必要に応じて経営企画室、経理部など管理部門各部署と連携をとり、対応しております。

（3）個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み
本決算時と第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催し、代表取締役社長が決算情報、業績予想、事業概況、今後の経営戦略等の説明をしております。また、総務部総務課が主管部署となり、年間計画に基づき、個人投資家向け説明会やIRフェスタへの出展、IRホームページの充実等に努めております。

（4）株主の意見等に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主や投資家からの意見や質問については、常務取締役管理本部長を通じて業務執行取締役に伝達するとともに、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告し、情報共有を図るとともに経営の参考としております。

（5）インサイダー情報の管理に関する方策
インサイダー情報の管理全般につきましては、内部者取引管理規程で取扱を定めており、重要な内部情報については、当該規程に基づき、内部情報管理責任者（常務取締役管理本部長）のもとで、総務部総務課が一元管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ナガセ	1,508,800	18.10
英進館株式会社	855,100	10.25
須野田　珠美	764,300	9.16
福山産業株式会社	582,000	6.98
株式会社明光ネットワークジャパン	416,700	4.99
早稲田アカデミー従業員持株会	347,200	4.16

株式会社学研ホールディングス	263,200	3.15
中国開発株式会社	236,000	2.83
有限会社平井興産	201,900	2.42
教育開発出版株式会社	157,600	1.89

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりません。
また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川又　政治	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川又　政治	○	―――	企業経営についての豊富な経験と実績、幅広い見識を有しておられ、それらを中立で客観的な見地から当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は会社法第326条第2項に基づき、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会は、年4回会計監査人から四半期レビュー及び期末決算に関する監査結果の報告を受け、質疑応答を行うほか、会計監査に関し必要に応じて意見交換を行っております。
内部監査室は、内部監査終了後、監査役に対して内部監査調書を提出して、監査の結果報告及び意見交換を行っております。また、内部監査室長は年度計画に基づき監査役会に出席をして、内部監査の状況について概況を報告するとともに、監査役との意見交換を行っております。また、内部監査室が監査役の各部署への巡回をサポートする一方、監査役も、内部監査室の訪問監査に同行し、各部署の責任者との面談や各部署の状況の把握を行っております。監査役は、訪問監査同行時の調書等を、監査役会で報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口　芳郎	他の会社の出身者													○
小山　剛史	公認会計士													○
原口　昌之	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口　芳郎	○	―――	財務・経理部門担当取締役として、経理実務に携わるとともに、企業経営者としての経験を有しておられ、その豊富な経験と幅広い見識から、当社監査役として適任であると判断したためです。 また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。
小山　剛史	○	小山公認会計士事務所所長、有限会社小山経営コンサルティング代表取締役を現任しておりますが、当該2社と当社との間には人的・資本的関係並びに取引関係等の利害関係は一切ありません。	公認会計士という立場から企業監査の経験が豊富であり、会計という専門分野に精通されていることから、当社監査役に適任であると判断したためです。 また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。
			弁護士・公認会計士としての専門的見地から、企業法務並びに財務・会計に精通しておられ、

原口　昌之	○	原口総合法律事務所代表。当社と同事務所との間には人的・資本的関係並びに取引関係等の利害関係は一切ありません。	また、他の会社の社外監査役の経験から、監査に関する高い見識を有しておられることから、当社監査役として適任であると判断したためです。 また、取引所が定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反のおそれがないことから、独立役員に選定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在当社は、中長期的な業績と連動する報酬や、自社株報酬を導入しておりませんが、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能する新たな報酬制度につきましては、検討中であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

27年３月期の開示内容：　平成27年３月期において当社の取締役及び監査役に支払った報酬の額は、取締役に対し、114,937千円（社外取締役を除く。）、監査役に対し、7,200千円（社外監査役を除く。）、社外役員（社外取締役２名、社外監査役３名。）に対し16,340千円であります。なお、当社は現在、役員退職慰労金制度を設定しておらず、ストックオプションの発行及び使用人兼務取締役に対する使用人分給与の支払いもありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

年度予算の達成度を中心に、業務執行状況を勘案して、取締役に対する総合的な評価を行い、報酬を決定することとしております。報酬決定の手続きといたしましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社内取締役の合議により原案を作成し、社外取締役の意見も聴取し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制といたしましては、主に経営企画室及び総務課が担当し、出席すべき重要会議や社内研修・その他社内行事の日程連絡や資料送付を行っております。また、必要に応じて、経営会議・取締役会等の会議資料の内容説明や質疑への対応、取締役会審議事項の事前説明を行うほか、経営状況の適時把握のために有用な資料の提供等による情報の共有化を図っております。
社外監査役のサポートは、経営企画室が担当しております。監査役会のほか、株主総会・取締役会・経営会議といった重要会議、管理職研修・業務連絡会など全管理職を集めて行う実務研修や会議など常勤監査役が出席する会議体等の開催日時の連絡や、資料収集及び提供などを行うほか、取締役会の開催に際しては、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）現状の体制の概要
当社は取締役会、監査役会を設置しており、取締役会は6名（内、社外取締役1名。男性5名・女性1名。）、監査役会は4名（内、社外監査役3

名）で構成されております。

取締役会は、毎月１回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、全取締役及び監査役が出席して、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項についての審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。
取締役会の他、取締役・常勤監査役・校舎を統括するブロック長・本社部室長で構成する経営会議を毎月１回開催しております。経営会議においては、経営状況の正確かつ迅速な把握と情報の共有化を図るとともに、経営上の重要事項、対処すべき課題等について討議・検討を行っております。また、予算管理につきましては、予算管理ブロック会を毎月１回開催し、事業計画の進捗状況・予実分析の確認を行い、その概要が経営会議で報告されます。

監査全般は三様監査が適切に機能する体制をとっております。内部監査につきましては、業務執行部署から独立した社長直属の内部監査室が担当し、経営方針や社内規程との適合性、経営の合理性・効率性並びに法令遵守の観点から、各部署の監査を実施しております。内部監査室は、5名の監査スタッフで構成されており、訪問監査時には必要に応じ補助人を指名して同行させることとしております。内部監査は、社長の承認を受けた年間監査計画に基づく総合監査、必要に応じて実施する特命監査、各業務プロセスにおける内部統制が正しく実施されているかを評価する内部統制監査を実施しております。監査後は、社長及び担当役員への結果報告の後、被監査部署に対して必要な改善勧告を行い、内部統制監査においてリスクの統制が不十分であると評価した場合は、内部統制担当部署に結果報告をし、プロセスの是正または業務手順の徹底を要請することとしております。改善の進捗状況は、フォローアップ監査によって確認をし、早期の改善に努めております。また、監査役に対しては、内部監査終了後、監査調書を提出して監査の結果報告及び意見交換を行い、相互連携を図っております。また、監査法人による実地監査への同行、内部統制担当部署との意見交換等により、会計監査人及び内部統制担当部署との連携強化と内部監査の実効性向上に努めております。

監査役監査につきましては、監査役会で決定される監査計画に基づき実施しております。取締役会・経営会議・その他重要会議や研修への出席、重要な決裁書類及び会計帳簿等の閲覧により、取締役の職務執行状況を監督しております。また、監査計画に基づき内部監査に同行して各部署の状況を確認し、監査役会にて監査結果の報告と意見のとりまとめを行っております。更に、必要に応じて内部監査室や内部統制構築担当部署へのヒアリングや意見交換を行い、また、会計監査人からは年4回、四半期レビュー及び期末決算に関する報告を受け、質疑応答を行うことにより、三様監査が適切に行われる体制を整備しております。

会計監査につきましては、会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は同監査法人に所属しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。
当期において業務執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員
飯畑 史朗
入江 秀雄
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名
その他 8名

なお、社外取締役は、取締役会・経営会議等の重要会議や全社的な研修に参加し、経営状況を適時に把握するとともに、取締役の職務執行を監督しております。また、他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、中立で客観的な見地から経営全般についての助言や提言を行い、取締役会における意思決定の適正性・妥当性の向上に努めております。
更に、必要に応じて監査役及び会計監査人と意見交換を行い、内部監査室・内部統制構築担当者へのヒアリング等を実施することにより、監査役監査・会計監査・内部監査並びに内部統制担当部署との連携を図っております。

（2）監査役の機能強化に係る取組み状況について
当報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】及び【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】に記載しております。

（3）責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役・社外監査役につきましては、当社及び当社取締役との間に、人的関係及び取引関係等の利害関係がない社外者から選任することにより、独立した立場で客観的な見地から経営を監督し、若しくは経営に助言できる体制をとり、経営の透明性・客観性の強化を図っております。
上記に加え、取締役会が、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる規模であり、取締役間の牽制が有効に機能しうる体制をとっていること、監査役会の過半数を社外監査役で構成することとしており、取締役の職務執行の監督が十分に機能しうることから、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集ご通知を法定の発信期限前に発送しております。また、発送日の前日より、当社ホームページに掲載しております。
その他	招集通知の発送日の前日より、当社ホームページのほか、東京証券取引所ホームページにも招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所等が主催する個人投資家向けIRイベントに継続的に出展するとともに、当該イベント期間中に、会社概要・経営成績・事業戦略等をビジュアル化した資料を用いた会社説明会を開催しております。その他、証券会社等が主催する個人投資家向け説明会に参加し、代表取締役社長が会社概要・事業戦略等の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時と第2四半期決算時の年2回、決算説明会を開催しており、代表取締役社長が、決算情報や業績予測、事業概況、今後の経営戦略等の説明を行っております。また、決算説明会で使用した資料は一般投資家にもご覧いただけるよう当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.waseda-ac.co.jp/ir/ 会社概要、財務ハイライト、IR資料（決算短信、法定開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、株主通信、IRレポート、説明会資料）、IRカレンダー、株式情報等を掲載しております。 上記の他、当社を分かりやすく紹介している「個人投資家の皆様へ」コンテンツを掲載するとともに、個人投資家向け説明会開催後には、説明会の動画を公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部総務課が主管となりIR活動を実施しております。 IR担当役員／常務取締役管理本部長 IR事務連絡責任者／総務部総務課長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ適時・適切な情報開示に努めるとともに、当社グループをご理解いただく上で有用な情報を積極的に開示できる体制作りを目指しております。
その他	当社では、女性の取締役1名を選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその体制

当社は、当社取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その概要は次のとおりであります。当社は、この基本方針に基づき、当社及び当社子会社の業務の適正を確保していくとともに、より効果的な内部統制システムの整備・構築に向け、継続的に現状システムの見直し及び改善に取り組んでまいります。

(1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守して職務を執行する。

・取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。

・当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての内部監査を行い、その結果を取締役及び監査役に適宜報告する。

・取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。

・反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

・取締役の職務の執行に係る情報の管理状況は監査役の監査を受けるものとする。

・当社子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。

(3)当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する体制

・取締役会は、当社又は当社子会社の経営に対するあらゆる損失の危機に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応方針と体制を整備し、損失を最小限度にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。

・取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に提供する。部署長は、担当職務に内在するリスクを把握、分析及び評価し、適切な対策の実施並びにかかるリスクマネジメント状況の監督と見直しを行う。

・不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定する。

・取締役会を少なくとも月1回開催する。取締役会で決議する重要事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等において事前に協議を行い、取締役会で執行決定を行う。

・取締役は、中期経営計画及び年度収支予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

(5)当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び当社子会社は、社会規範及び倫理を尊重し、法令及び定款を遵守する。当社と当社子会社間における取引は、法令、会計原則、税法、社会規範に照らし適切に行う。

・当社子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自律的に内部統制システムを整備する。

・当社は、関係会社管理規程を定め、当社子会社の経営管理を行う。

・当社及び当社子会社の内部統制に関する監督部署を当社内部監査室とし、包括的に監査を実施することにより、当社及び当社子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

・当社の監査役は、子会社の監査役と連携して当社子会社の業務執行状況を監査し、当社及び当社子会社の業務の適正を監視、監督する。又、会計監査人及び内部監査室との緊密な連携等的確な体制を構築する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

(7)前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

・前号の使用人の指揮命令権は監査役が有し、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行う。

・前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査に係る業務を優先して従事するものとする。

(8)当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役に報告する。

・当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から通報を受けた者が上記の事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて当社の監査役に報告する。

・取締役は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査役は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

・当社の監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行う。

(9)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

・監査役の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社監査役の半数以上は社外監査役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

・監査役は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び当社子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

・監査役は、内部監査室、会計監査人、当社子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び当社子会社の監査の実効性を確保するものとする。

2. リスク管理体制の整備状況

当社は、企業体として継続的に存続・発展する責任を果たすと同時に、教育産業として未成年の子供たちをお預かりするという社会的責任を全うするために、リスクマネジメントが重要な課題であると考えております。災害や事故等、事業目的の達成を阻害する様々な不確実な要因を管理するとともに、起こりうるリスクを未然に防止し、問題の兆候を早期に発見・対処するため、部署長が作成したリスク評価シートを取締役が分析・評価を行い、取締役会・経営会議に報告しております。取締役会はこの結果を受けて、リスクの影響度、重要度を網羅的に評価する体制を構築しております。

また、代表取締役社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報管理体制の強化と社内啓蒙に取り組んでおります。更に「個人情報保護対策チーム」を設置し、継続的な社員教育を行うとともに、内部監査室と連携して、各部署における個人情報の管理状態をチェックし、必要に応じて指導を行っております。

日常の事業運営上、起こりうる事件や事故に対しては対応マニュアルを策定するとともに、全管理職・専門職を集めて毎月実施する管理職研修や業務連絡会等を利用し、リスク管理についての教育を継続的に実施しております。

その他、内部情報管理の適正性とインサイダー取引の防止を目的に、内部者取引管理規程を定め、内部情報の一元管理を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係・取引・交渉をせず、また利用しないことを基本方針としております。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

反社会的勢力排除に向けての整備状況としては、「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めております。社内に不当要求防止責任者を配置し、所管警察署並びに関係団体と連絡を密にし情報収集に努め、また、公知情報を基に独自のデータベースを持つ外部機関（企業危機管理のトータルサポート会社）を活用し、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めております。更に、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

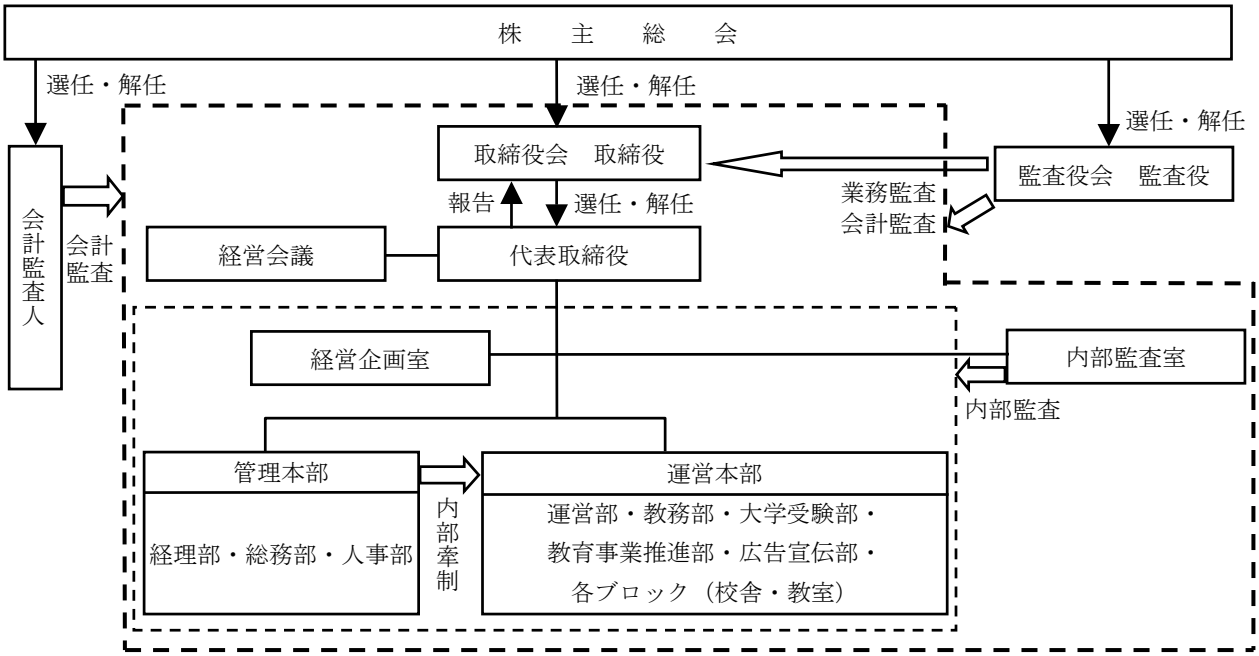
当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、同日開催の取締役会決議により、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、本買収防衛策を継続しており、現在の有効期間は平成30年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
なお、本買収防衛策は経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しており、詳細並びに上記記載の基本方針への取組みにつきましては、当社ホームページ（http://www.waseda-ac.co.jp/ir/material/defence.html）に掲載のプレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）
1、適時開示に関する基本方針
当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、当社グループの理解に有用と思われる情報についても、公平かつ積極的な開示ができる体制作りを図っております。

2、適時開示に係る社内体制
・内部情報につきましては、「内部情報管理責任者（常務取締役管理本部長がその任にあたります。）」を設置して統括管理を行い、情報の開示は、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、内部情報管理責任者の指示により「情報提供担当者（常務取締役管理本部長、又は経理部長、総務部長がその任にあたります。）」を通じて行います。
・決定事実、決算情報につきましては、取締役会による決議・承認の後、内部情報管理責任者の指示により遅滞なく開示いたします。
・発生事実にかかる情報につきましては、各部署から内部情報管理責任者のもとに報告され、内部情報管理責任者はその内容を確認するとともに、代表取締役社長に報告して開示の必要性を検討し、情報開示が必要と認められた時は、取締役会若しくは代表取締役社長の承認を得て、遅滞なく開示いたします。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

